

事例番号:300056

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第七部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日

10:15 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 1 日

10:35- 変動一過性徐脈出現

13:50- 変動一過性徐脈を頻繁に認める

16:30 頃- 徐脈が出現

16:45- 子宮底圧迫法を併用した吸引術を開始

16:51- 基線細変動の減少または消失を認める

17:45 胎児機能不全、児頭回旋異常による分娩停止の診断で帝王切開
により児娩出、顔位

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 1 日

(2) 出生時体重:2794g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.70、PCO₂ 116mmHg、PO₂ 4.8mmHg、
HCO₃⁻ 13.5mmol/L、BE -28.4mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(チューブ・バッグ)、胸骨圧迫

(6) 診断等:

出生当日 低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後1ヶ月 頭部MRIで脳萎縮、多嚢胞性脳軟化症、大脳基底核・視床の信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医2名、研修医1名

看護スタッフ:助産師16名、看護師10名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症であると考える。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫に伴う臍帯血流障害の可能性が高い。加えて子宮底圧迫法を併用した吸引分娩により胎児低酸素・酸血症が進行したと考える。

(3) 胎児は妊娠41週1日の分娩第I期の終わり頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 入院時の対応(分娩監視装置装着)は一般的であるが、11時10分以降胎児心拍数波形レベル3の状態における看護スタッフの判読と対応(早発一過性徐脈あり、リアシュリングと判読、経過観察し14時10分に医師に診察依頼)は選択されることが少ない。

- (2) 胎児心拍数波形レベル3の状態では14時38分から15時56分まで、分娩監視装置装着による連続監視を行わずに経過観察したことは選択されることの少ない対応である。
- (3) 16時30分頃より胎児心拍数波形レベル4の状態では、16時45分まで酸素投与で経過をみたことは一般的ではない。
- (4) 吸引分娩の要約(児頭の位置)、吸引分娩および子宮底圧迫法の適応と実施方法(回数・時間)の記載がないことは一般的ではない。したがって、急速遂娩として吸引分娩を選択したことについては評価できない。
- (5) 帝王切開決定の判断(胎児機能不全および児頭回旋異常による分娩停止)は一般的である。
- (6) 帝王切開決定から43分で児を娩出したことは一般的である。
- (7) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バックによる人工呼吸、胸骨圧迫)は一般的である。
- (2) 新生児仮死、低体温療法適応のため高次医療機関NICUへ新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」を確認し、胎児心拍数波形の判読、および胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。
- (2) 吸引分娩の要約(児頭の位置)、吸引分娩および子宮底圧迫法の適応と実施方法(回数・時間)に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (4) 妊産婦および家族から意見が多く提出されているため、医療従事者は妊産

婦および家族と円滑なコミュニケーションを行うよう努力することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。